

長野市公共交通の在り方調査研究及び自動運転技術導入可能性調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市公共交通の在り方調査研究及び自動運転技術導入可能性調査業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第2 本市の将来にわたって持続可能な公共交通の抜本的な在り方について調査研究し、令和8年度に策定する第二期長野市地域公共交通計画において、その方向性を定める基礎資料として活用するとともに、本市での自動運転技術の導入可能性を検証するため、調査を実施するもの。

(契約の概要)

第3 契約の概要は、次のとおりとする。

(1) 業務等の名称

長野市公共交通の在り方調査研究及び自動運転技術導入可能性調査業務委託

(2) 業務等の目的

本市の公共交通が抱える様々な課題に対し、公共交通の抜本的な在り方や自動運転技術の可能性を調査研究することで、将来にわたって持続可能な公共交通の実現を図る。

(3) 業務内容

別紙「長野市公共交通の在り方調査研究及び自動運転技術導入可能性調査業務委託仕様書」参照

(4) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日

(5) 事業費の上限額 14,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(プロポーザル方式の採用理由及び選定方式)

第4 本業務は、標準的な実施方法が確立されていないことから、事業者の専門的な知識及び経験から事業の実施についての提案を受け、仕様を決定するプロポーザル方式とする。

2 選定方式は、長野市公共交通の在り方調査研究及び自動運転技術導入可能性調査業務に関する提案を広く求め、その内容等を総合的に比較検討することで、最も適格と判断される業者を選定する公募型プロポーザル方式とする。

3 選定は一次審査と二次審査の二段階とし、参加が3者以下の場合は一次審査を省略できるものとする。

(実施スケジュール)

第5 本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 実施の公告 | 令和7年10月1日(水) |
| (2) 質疑の受付 | 令和7年10月6日(月) 正午まで |
| (3) 質疑に対する回答 | 令和7年10月10日(金) 午後5時まで |
| (4) 参加申請書及び企画提案書の受付 | 令和7年10月17日(金) 正午まで |
| (5) 一次審査結果通知 | 令和7年10月24日(金) |
| (6) 二次審査(プレゼンテーション) | 令和7年11月4日(火) |
| (7) 優先交渉権者の決定 | 令和7年11月4日(火) |
| (8) 仕様の協議及び見積 | 令和7年11月上旬(予定) |
| (9) 契約締結 | 令和7年12月上旬(予定) |
| (10) 事業の開始 | 令和7年12月上旬(予定) |

2 前項のスケジュールは、事業者選定委員会において必要に応じて変更できるものとする。

(提案者に求められる資格要件)

第6 本プロポーザルの参加資格として、以下の要件をすべて満たす者とする。

(1) 一般的(共通)事項

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 長野市物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

ウ 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準(昭和60年5月1日制定)及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準(平成18年4月1日制定)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者(更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

オ 市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。

カ 長野市暴力団排除条例(平成26年長野市条例第40号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

キ 経営内容等から、業務の履行に支障がなく、業務を履行するにふさわしい能力を備えていること。

(質疑及び回答)

第7 質疑及び回答は次のとおりとする。

(1) 受付方法

本プロポーザルの実施(本実施要領及び仕様書の内容)に関する質問については、質問書(様式1)を電子メールに添付し「第15 事務局」宛てに送信したうえ、着信確認の電話連絡をすること。

(2) 受付期限

令和7年10月1日（水）から令和7年10月6日（月）正午まで

(3) 回答方法

電子メール及び長野市ホームページへの掲載で回答する。

(4) 回答日

令和7年10月10日（金）

(5) その他

ア 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は、受け付けない。

イ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

（参加申請書の提出）

第8 参加申請書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

ア 参加申請書（様式2）

イ 事業所概要調書（様式3）

ウ 誓約書（様式4）

(2) 提出期間

令和7年10月17日（金）正午まで

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出場所 「第15 事務局」と同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送より提出すること。ただし、郵送の場合においては、本市への送達が可能である書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(6) その他

指定の様式によらないもの及び必要書類が整っていないもの並びに提出期間を過ぎたものは、一切受け付けない。

（企画提案書の作成要領）

第9 企画提案書の様式等は、次のとおりとする。

(1) 様式等の形式

ア サイズ A4判用紙（縦横は問わない）

イ 文字方向 横書き（図表等に含まれる文字を除く。）

ウ 印刷方法 両面、左綴じ、カラー印刷

エ 文字ポイント 10.5ポイント以上とする（図表等に含まれる文字を除く。）

オ ページ番号 表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと

カ ページ数 表紙及び目次を除き、50ページ以内とする

キ その他 文字の書体、文字色、字間及び行間は指定しない

(2) 体裁

ア 表紙

(ア) 題名（「長野市公共交通の在り方調査研究及び自動運転技術導入可能性調査業務委託企画提案書」）を記載

(イ) 作成年月日（令和 7 年〇月〇日）を記載

(ウ) 法人名称（共同企業体の場合は、代表者の法人名称）を記載すること

イ 目次

表紙の次ページに目次を付すこと。

ウ 製本方法

表紙、目次、企画提案内容を 1 部ごとに一冊のファイルに綴じること。

(3) 企画提案内容

「別表 1」の企画提案項目一覧に記載する提案項目について、提案内容を記載すること。

(4) 留意事項

概算費用の記載に当たっては、業務項目毎の調査分析に必要な費用及び人工等の算出根拠を明示すること。

（企画提案書の提出）

第10 企画提案書の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出部数

ア 企画提案書（正本） 1 部

イ 企画提案書（副本） 9 部

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。ただし、郵送の場合においては、本市への送達が可能である書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(3) 提出期間

令和 7 年10月17日（金）正午まで

(4) 提出場所 「第15 事務局」と同じ。

(5) その他

ア 1 事業者が複数の提案をすることは認めない。

イ 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

ウ 第 9 の作成要領に従っていない場合は、失格とする。

（提案内容の審査及び結果通知）

第11 提案内容の審査及び結果通知

(1) 一次審査は、提出された提案書等の内容を審査し、二次審査（プレゼンテーション）に参加する事業者を選定する。審査結果については、各事業者に通知する。

ア 通知日時：令和 7 年10月24日（金）（予定）

イ 通 知 先：提案書を提出した事業者

ウ 連絡方法：電子メールまたは、郵送にて通知

- (2) 提出された企画提案書に対する補足説明及び他事業者との相違を判断するため、二次審査（プレゼンテーション）を実施する。

ア 実施日時 令和7年11月4日（火）

（詳細な日時、方法等については、各提案者へ事前に通知する。）

イ 実施場所

長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所会議室

ウ プレゼンテーションに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。

- (3) 企画提案書及びプレゼンテーションを基に「長野市公共交通の在り方調査研究及び自動運転技術導入可能性調査業務委託事業者選定委員会」において審査する。

ア 各評価者は、提案内容を評価項目ごとに評価し、「別表2」の評価基準に基づき採点する。

イ 企画提案書及びプレゼンテーションによる各評価項目の配点は、「別表3」のとおりとする。

ウ 合計得点の算出方法

(ア) 各評価者の各評価項目における採点による得点（「採点」×「配点」＝「得点」）を算出する。

(イ) 全評価項目の得点を合計して、当該提案者の得点を算出する。

(ウ) 上記イによる全評価者の得点を合計して合計得点を算出する。

エ 選定対象事業者の決定

最低基準点（最高得点の80%以上）を満たし、最も高い合計得点の者を選定対象事業者（優先交渉権者）として決定する。

- (4) 各提案者には、参加申請書に記載したメールアドレス宛てに電子メールで審査結果等を通知する。

（仕様の協議及び見積）

第12 仕様の協議、見積及び契約の締結は、次のとおりとする。

- (1) 優先交渉権者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。
- (2) 優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は優先交渉権者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。
- (3) 契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、本市と受託者が協議のうえ決定する。
- (4) 契約手続は、長野市契約規則及び関係規程に定めるところによるものとする。
- (5) 本市は、契約締結後においても受注者が本提案における欠格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(提出書類の取扱い)

第13 本プロポーザルの実施に当たり、提案者が本市へ提出する書類の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4) 提出書類は、原則として公表しない。ただし、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号）に基づく公開請求があった場合は、提案者が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りでない。
- (5) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

(その他)

第14 その他、本プロポーザルに関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルに関する手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送の方法により、参加辞退届を第15の事務局へ提出すること。
- (4) 本プロポーザルの参加者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。
- (5) 次のいずれかに該当した者は、失格とする。

ア 第6の「提案者に求められる資格要件」の要件を満たさない者

イ 正当な理由がなくプレゼンテーションに不参加もしくは遅れた者

ウ 企画提案書において、第3の「契約の概要」に示す事業費の上限額を超える金額を提示した者

エ 提出書類に虚偽の記載をした者

オ その他、本プロポーザルの実施に当たり、不正もしくは妨害行為を行い、又は公序良俗に反する行為を行った者

(事務局)

第15 本プロポーザルに係る庶務等の事務手続を行うため、次のとおり事務局を設置する。

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市企画政策部交通政策課（長野市役所第一庁舎6階）

担当者：塚田・丸山・平林

電話：026-224-5012（直通）

F A X : 026-224-9715

E-mail : kotuseisaku@city.nagano.lg.jp

別表 1 企画提案項目一覧

項 目	記載内容
1 基本方針	基本方針、心構え、企業倫理、企業理念等
2 業務経験及び業務実績	類似業務についての経験やノウハウ、取組みや体制等
3 調査分析内容	調査内容、データ分析手法、調査・ヒアリング手法、検討スケジュール
4 事業実施・支援体制	調査、運営、分析等の業務体制・支援体制
5 概算費用	概算費用及び算出根拠（事業費の上限額の範囲内で主な項目の内容を明示）

別表 2 提案内容の評価基準

評価基準	採点
非常に優れている	5 点
優れている	4 点
標準的	3 点
標準より劣る	1 点
評価に値しない	0 点

別表 3 評価項目の配点

評価項目	配点
1 基本方針	10点
2 業務経験及び業務実績	20点
3 調査分析内容	40点
4 事業実施・支援体制	20点
5 概算費用	10点
合 計	100点